

事業主・人事労務担当者・管理職の皆様へ  
**緊急開催！働き方改革関連法対策セミナー**

～ **働き方改革** ～



**採用・定着と生産性を向上させる職場づくり**

平成30年12月21日(金) 13:30~16:30

高松テルサ 207 会議室 高松市屋島西町 2366-1 TEL087-844-3511

長時間労働是正のための罰則付きの時間外労働の規制、同一労働同一賃金等を含む働き方改革関連の改正法案が成立し、いよいよ来年4月から働き方改革関連法がスタートします。

本セミナーでは、待ったなしの対策が必要な年次有給休暇取得義務化、36協定上限規制等、働き方改革関連法の改正内容とその実務対応について分かりやすく解説します。また、働き方改革の目的である「人材(労働力)の確保と生産性向上」について、具体的な取り組みや見直しのポイントをお伝えいたします。

受講対象者は、事業主、人事労務担当者、管理職の方限定です。

本セミナーの目的は次の行動をしていただくことにあります。

- ① 働き方改革関連法の内容理解とその対応策を講じる。(法令対応中心)
- ② 人材確保・定着と生産性向上に取り組む。(経営課題)



■ 働き方改革関連法の主な項目

項目	概要	施行日		根拠法
		大企業	中小	
1 時間外労働の上限規制	・時間外労働の上限を原則月45時間、年360時間とする。 ・特別条項は年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を上限とする。	2019.4	2020.4	労働基準法
2 年次有給休暇の年5日取得義務	・年10日以上の年休付与者は、毎年、時季を指定して年5日の取得を義務とする。	2019.4	2019.4	労働基準法
3 高度プロフェッショナル制度の創設	・年収1,075万円以上の特定高度専門業務従事者に対する労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定も適用除外とする。 ※年間104日の休日確保、健康確保措置の実施が義務。	2019.4	2019.4	労働基準法
4 フレックスタイム制の見直し	・フレックスタイム制の適用期間の上限を1ヶ月から3ヶ月に延長する。	2019.4	2019.4	労働基準法
5 長時間労働者の医師直接指導の見直し	・長時間労働者の医師直接指導の時間外労働を月100時間から5月80時間に引下げる。	2019.4	2019.4	労働安全衛生法
6 労働時間の状況の把握の实效性確保	・現認や客観的な方法による労働時間の把握を義務化する。 (管理監督者およびすべての労働者)	2019.4	2019.4	労働安全衛生法
7 月60時間超の時間外労働の割増率引上げ	・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を250%以上とする。	-	2023.4	労働基準法
8 雇用量準適用除外見直し	・自動車運転の業務、建設事業、医師等、時間外労働の雇用量準適用除外を見直す。	2024.4	2024.4	労働基準法
9 勤務間インターバル(努力義務)	・前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保を行う。	2019.4	2019.4	労働時間等 設定改善法 労働契約法
10 同一労働同一賃金 (雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保)	・短時間・有期雇用労働者・派遣労働者と正規雇用労働者との不合理な待遇差を解消する。	2020.4	2021.4	パート・有期法 労働者派遣法

★特典★ セミナー参加者には、来年4月より作成が義務化された「年次有給休暇管理簿」をデータ(エクセルファイル)にてお渡しします。



講師 ▶ 池田 文彦 特定社会保険労務士  
 社会保険労務士法人アチーブ 代表社員  
 ㈱アチーブ・コンサルティング 取締役

1974年生、京都府立大学卒業後、医療・介護業界に就職、法人初の労働組合専従役員、上部団体役員等に就任、労働組合活動の経験を持つ。2007年社労士開業、2011年人材育成の必要性を確信し、研修事業を目的とした株式会社アチーブ・コンサルティングを設立、2016年社労士事務所を法人化した。  
 現在、人を大切にした労務管理を土台とした働き方改革牽引を使命として、人事制度構築支援、業績・生産性アップのための管理職研修、リーダー研修、報連相研修、部下指導コーチング研修、褒め言葉研修、ハラスメント研修、各種セミナー等で県内外にて活躍している。

お問合せ

株式会社アチーブ・コンサルティング

〒760-0042 香川県高松市大工町5-1 松本ビル3F

TEL: 087-813-1426 FAX: 087-813-1427

●定員 18名 (定員になり次第、締め切らせていただきます。)

●受講料	顧問先様	無料 (2名様まで)
	研修関与先様・メルマガ会員様	3,000円 (税込)
	一般	5,000円 (税込)

●お申込み手続き

- ◎お申し込み方法
- ①下記の「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ FAX で弊社までお送りください。
  - ②弊社ホームページ (<http://www.achieve-cg.jp>) でもお申込みいただけます。

- ◎受講料のお支払方法
- ・12月14日までに、下記指定口座にお振込み願います。  
◇振込先：百十四銀行 本店営業部 (普) 3105468 (株)アチーブ・コンサルティング
  - ・振込手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。あらかじめご了承ください。
  - ・お振込みが確認出来次第、受講票をメールにてお送り致します。

- ◎受講お取消し
- ・開催日の2日前 (土・日・祝日を除く) 15時までにお電話 (087-813-1426) にてご連絡下さい。受講料は全額返金致します。その後は受講料の払い戻しは致しかねます。
  - ・お振込みが確認できなかった場合には、キャンセルとさせていただきます。

(株)アチーブ・コンサルティング 宛  
FAX:087-813-1427



<b>受講申込書</b>		<b>働き方改革～採用・定着と生産性を向上させる職場づくり</b>		<b>2018年12月21日</b>	
ご 連 絡 先	会社名			TEL	
	住所	〒		FAX	
	e-mail	※受講票をメールにてお送り致しますので、必ずご記入ください。			
	ご担当者	氏名		所属 役職	
セ ミ ナ ー 受 講 者	氏 名 (ふりがな)		所属・役職		年齢
※該当するものにチェックしてください。			※下記内容をご記入ください		
<input type="checkbox"/> 顧問先様			_____円×_____名様 = 合計金額_____円		
<input type="checkbox"/> 研修関与先様・メルマガ会員様			お振込み予定日：平成30年____月____日		
<input type="checkbox"/> 一般			お振込み名義 _____		

※ご記入いただきました個人情報は、本セミナーの運営のために利用させていただきます。  
また、今後のセミナーや当社のサービス等に関するご案内のために利用させていただく場合があります。  
※社会保険労務士・コンサルティング業関連・研修教育業関連など、同業の方のご参加はご遠慮ください。  
※セミナー中の撮影・録音・パソコンの使用はお断りさせていただきます。